

SAGA2024国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、嬉野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の策定に関すること
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること
- (5) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、嬉野市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の機関又は団体の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

(顧問)

第9条 実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、必要に応じ助言する。

4 前条の規定は、顧問の任期等について準用する。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 役員を選任に関すること

(6) 専門委員会への付託事項に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第11条 総会で付託された事項について調査又は審議するため、実行委員会に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、総会で付託された事項について調査又は審議したときは、その結果を次の総会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を嬉野市総合戦略推進部SAGA2024推進課(以下「SAGA2024推進課」という。)内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、市の財務に関する諸規定等の例による。

第8章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経

て解散するものとする。

(残余財産)

第18条 実行委員会が解散した場合の残余財産は、嬉野市に帰属するものとする。

(解散後における事務処理)

第19条 実行委員会解散後の実行委員会に関する問合わせ、及びその他の事務については、SAGA2024推進課において処理し、文書等については、SAGA2024推進課において管理するものとする。

第9章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和2年8月8日から施行する。
- 2 本会の設立時の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、令和2年8月8日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。